

・ ・ 住みなれた地域で支え助け合える地域共生社会の実現のために ・ ・

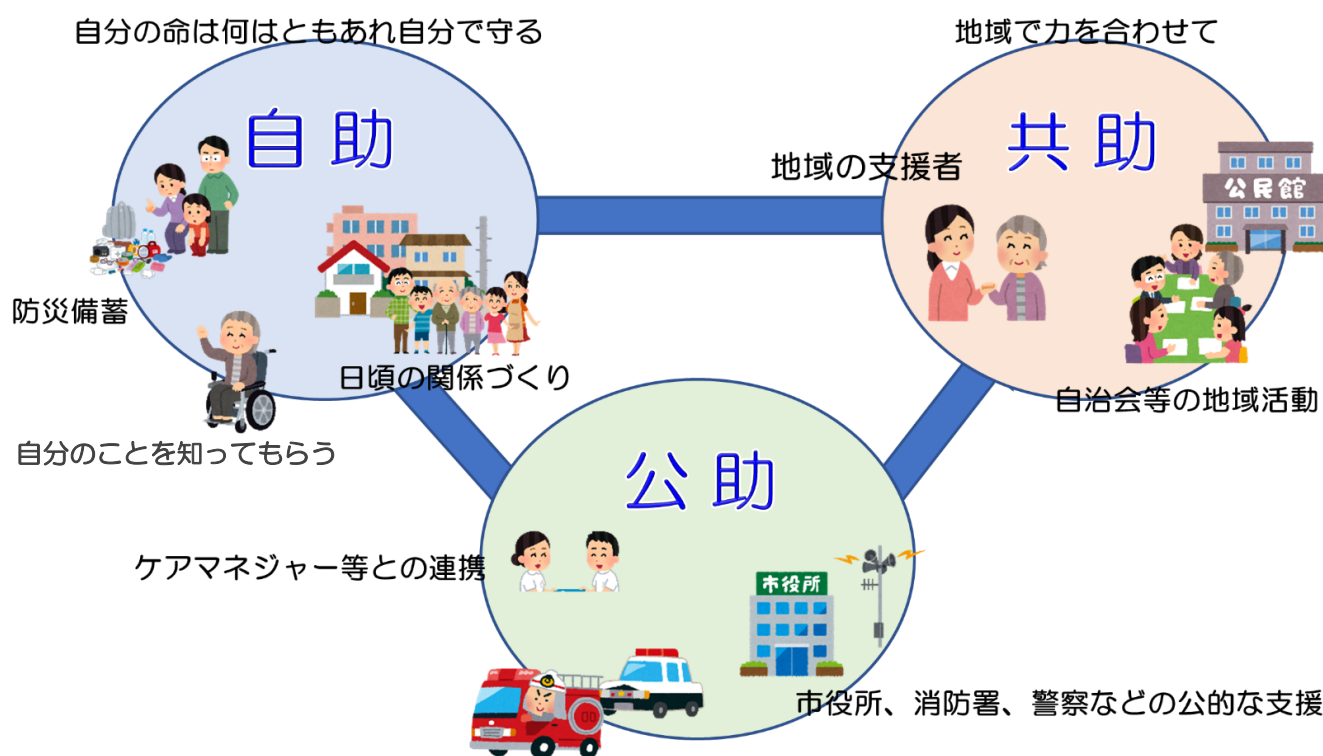
地域でつくる 個別避難計画の作成を進めています

近年多発している災害では、多くの高齢者や障がい者の方々が犠牲になりました。災害対策基本法が令和3年5月に一部改正され、避難に支援が必要な方々の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。滝沢市では、自治会や民生児童委員等の地域の方々と連携しながら、災害に備え、安心・安全なまちづくりの取組を推進するため、地域住民が日頃から力を合わせて、自力で避難することが困難な方を見守り、災害時には効果的な避難支援を行うため、自治会等の地域が中心となり取り組む個別避難計画の作成を進めています。

- 災害時には「自助」「共助」「公助」の連携が被害を軽減します。
- 滝沢市では、災害時に何らかの支援を希望する人にあらかじめ“要支援者”として『滝沢市避難行動要支援者台帳登録制度』により登録いただき、必要に応じて地域等において『個別避難計画』の作成していただくことで要支援者の避難支援を進めています。



個別避難計画の作成は「自助」と「共助」の連携の取組



～ 災害発生時に慌てないように



地域でつくる『個別避難計画』

のご案内

滝沢市では、災害発生時の支援と見守り活動などの平常時の支援を円滑に行うことを目的にした制度を、地域の皆さまと共に実施しています。

個別避難
計画って？

- ・ 災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）一人ひとりに合わせた、避難支援に関する行動計画のことで、**災害時に『「だれが」「どこに」「どのように」避難する（させる）のか』**を事前に決めておくものです。
- ・ 災害時に配慮が必要なことや避難の方法などを考えることで、ご自身やご家族が災害時に取るべき行動をイメージすることができます。

作成方法
は？

- ・ 支援が必要な方やその家族と、実際に避難支援を行っていただく近隣の**避難支援者**、必要に応じて自治会や自主防災組織、民生委員やケアマネジャー等の福祉専門職員と相談しながら、支援が必要な方に最も適した計画を別紙**「滝沢市避難行動要支援者個別避難計画書」**に記入します。

避難支援者
って？

- ・ ご自身の避難を支援する方で、何かあったときに声をかけてくれるような善意の支援者の方です。一緒に逃げられるときは支援をしますが、支援については**決して責任を伴うものではありません**。

作成した
計画書は？

- ・ 原本を市地域福祉課へご提出いただきます。
- ・ 市では、計画書のコピーを本人、避難支援者、自治会、その他必要な関係者へ送付し、情報共有します。
- ・ 関係者は日頃から見守り活動や避難支援の取組みのために活用します。
- ・ 支援内容が変更となった場合には、適宜、内容更新が必要です。



自分の命は自分で守るという努力は大切ですが、災害が発生した時には、地域の助け合いが極めて重要となります。個別避難計画をツールのひとつとして活用し、支援者やご近所の方々と日頃から挨拶を交わすなど積極的にコミュニケーションをとり、**日頃から“顔”の見える良好な関係づくり**に努めましょう。

